

ソフトロー・プロジェクトの10年を振り返って

拠点リーダー 岩村正彦

東京大学大学院法学政治学研究科のソフトロー・プロジェクトは、2003年度に21世紀COE(Centre of Excellence)の事業として発足しました。ソフトローとは、国の法令(ハードロー)ではなく、最終的に裁判所による執行が担保されていないにもかかわらず、現実の経済社会で国や企業等が何らかの拘束感を持ちつつ従っている規範をいいます。その形態には、国が発出するもの、企業や市場の側で形成されるもの、国境をまたぐ国際的諸関係で成立しているもの等様々なものがあります。そして、現実のビジネスローにおいては、こうしたソフトローが重要な位置を占め、企業活動を左右しています。しかし、わが国の法学の研究・教育の中心にあったのは、ハードローです。その結果、わが国では、現実のビジネスローにおいて重要な役割を担っているソフトローの研究になかなか目が向かず、また法曹の養成においても、ソフトローが大きな意味を持つ国際法律市場に十分に対応できないという状況にありました。

ソフトロー・プロジェクトは、伝統的な法学では十分にアプローチできないソフトローという対象を正面から取り上げ、新しい法学研究・教育の地平を切り開こうとする試みとすることができます。21世紀COEでは、2003年度～2007年度の5か年度にわたり、中山信弘教授(現・明治大学教授)を拠点リーダーとして、以上のような観点から研究・教育活動を遂行してきました(以下ではこれを「前期プロジェクト」といいます)。この前期プロジェクトの主な成果には、まずソフトローのデータベースの構築があります。国が発出する法令等のハードローは各種の六法や総務省行政管理局の法令データ提供システムによって容易に参照できます。しかし、ソフトローはその性質上、国の法令のような形での集積はなされていません。そこで、ソフトローを収集し、それをデータベース化する作業を行いました。このデータベースは国立情報学研究所の学術研究データベース・リポジトリ上で公開されています。

また研究会・セミナーの活発な開催も前期プロジェクトの成果としてあげられます。前期プロジェクトは、政府規制部門、市場取引部門および情報財(知

的財産)部門の3部門体制で進めましたが、それぞれの部門は、プロジェクトメンバーの教員や本研究科の教員だけでなく、他の学問分野の方を含む国内・国外の研究者・実務家も交えて研究会やセミナーを活発に行い、研究の進展に大きく寄与しました。とくに毎年度末にシンポジウムを行い、その年度の研究活動の総括を試みています。そして、こうした研究活動の成果は、ディスカッション・ペーパーや当プロジェクトが創刊した雑誌「ソフトロー研究」をはじめとする内外の雑誌等で公表しています。とくに「ソフトロー研究」はソフトローを扱う国内唯一の専門の査読制の法学雑誌として確立した評価を獲得し、学外からの投稿も頻繁になってきています。また、前期プロジェクトの研究活動の取りまとめとして、5巻からなる『ソフトロー研究叢書』も刊行しました。

もう一つ忘れることのできないのは、人材の育成です。前期プロジェクトでは、学外を含む若手の研究者を特任研究員やリサーチアシスタント(RA)として採用し、拠点での研究および研究補助の機会を提供してきました。これによって、多くの若い研究者が独り立ちし、いまでは各学界で活躍しています。

この最初の5年間の21世紀COEの事業としてのソフトロー・プロジェクトを受け継いだのが、2008年度から事業期間を5年度とするグローバルCOEによるソフトロー・プロジェクト(以下では「後期プロジェクト」といいます)です(拠点リーダーは筆者)。後期プロジェクトでは、それまでの5年間の前期プロジェクトの蓄積を基盤としながら、そのさらなる発展を目指そうとしました。まず、それまでのプロジェクトの研究活動は、上記のように3部門制で行ってききましたが、新たに基礎理論部門を設けて4部門制としました。この基礎理論部門は、ソフトローの教育研究が本格的・体系的に行われていないことに鑑み、その方法論・原理論から組み立てていく必要があるという考えにもとづいて設けたものです。具体的には法と経済学、法社会学等に対応しています。また、研究に関していえば、個別の事例に関するケーススタディーの充実や世界的にも珍しい私達のソフトロー研究の拠点での研究成果をより積極的に発信することなどに取り組むことにしました。

実際、前期プロジェクトと同様に、後期プロジェクトでも各部門の研究会、セミナー、公開講座等を活発に開催し、法学に限らず、他分野の研究者も国内外から招くなどして研究活動を積極的に展開してきました。また、各年度末に

は、各年度の研究のとりまとめという意味を持つシンポジウムを開催し、そこでは「紛争解決におけるソフトとハードの交錯」、「企業社会における規範遵守：自発性とその限界」、「国際的な規範のコンバージェンス：ハードローによらない規範形成の可能性」、「統計的・計量経済学的手法と法制度」などを取り上げました。また、後期プロジェクトでは東アジアにも目を向けることとしていますが、第2回および第5回の「BESETO Conference」を東京大学大学院法学政治学研究科、北京大学法学院、ソウル大学校法科大学との共催で開催しています。こうした研究活動の成果は、ディスカッションペーパーや雑誌「ソフトロー研究」で随時公表しています。研究成果の国際的な発信という点で特筆すべきは、英文雑誌「UT Soft Law Review」の創刊です。上記の第2回目および第5回目のBESETO Conferenceの成果などを収めたこのUT Soft Law Reviewは順調に刊行を続け、現在第5号の刊行準備を進めています。

高度な人材育成の面では、後期プロジェクトでは、前期プロジェクトから一歩進めて、ソフトローに関する理論教育を通じて、法学研究を実証に基礎を置く社会科学としての規範研究へと発展させる担い手や、国際競争力ある法律家を養成し、国内だけではなく、国際機関等における国際的秩序形成に寄与できる人材を育成することに取り組んでいます。前者については、特任研究員やリサーチアシスタントとして若手研究者を雇用することによる研究支援や、上述の研究会やセミナーへの若手研究者の参加奨励のほか、大学院法学政治学研究科総合法政専攻博士課程の授業としてグローバルCOE提供科目の開講を行ない、後者については、総合法政専攻博士課程学生や法科大学院修了者を海外の法律事務所や国際機関等に1～2か月間研修生等として派遣する事業を実施しています。とりわけこの海外派遣事業では、2008年度からの5年度間に50人を派遣しており、派遣された人たちの報告書からは彼らが非常に有益な経験をしてきたことが窺われます。そのため、グローバルCOEの外部アドバイザー委員からも高い評価を得ています。もっとも、後期プロジェクトは、前期プロジェクトよりも予算規模が縮小されたために、当初私たちが計画していた構想と比べると、内容を絞り込みこんだものとなってしまいました。前期プロジェクトで構築したソフトローのデータベースの更新作業は断念せざるをえなくなりましたし、海外の研究者等との交流も縮減したものとなりました。特任研

究員やリサーチアシスタントのための研究支援も大幅に縮小することとなり、人材育成を進める上での足枷となりました。さらに2012年度には年度後半の予算の配分が一時停止されたために、最終年度のプロジェクトの進行に大きな支障が生じることになったのは大変残念でした。

グローバルCOEの事業としてのソフトロー・プロジェクトは今年度で終了します。しかし、ソフトローの研究は、ある意味では端緒についたばかりであり、なによりもソフトロー自体が常に生成・発展・変容をしていくものであることから、ソフトロー・プロジェクトの終了をもってソフトローの研究が完遂するわけではありません。既に当研究科では科学研究費補助金を得て、ソフトロー・プロジェクトの一部を受け継ぐ研究事業を始めていますし、そうした研究事業を増やすべく、構想を立てています。また、人材育成についても、海外派遣事業を、規模の縮小はしつつも、少なくとも当面は継続する計画です。

今後とも、私たちのソフトロー・プロジェクトへのご協力・支援をお願い致します。